

# 広川町商工会からのお知らせ

広川町商工会 経営支援ニュースター

2020年 5月1日

## ■ 新型コロナウイルスで影響を受ける事業者の皆様へ

### 【1】国：持続化給付金(100万円・200万円)の申請が開始！(5月1日より申請開始)

#### 【持続化給付金とは】

- ・持続化給付金は新型コロナの影響により、**売上げが前年同月比で50%以上減少**している事業者に対し、最大で法人は200万円、個人事業者は100万円の給付金を支給する制度。
- ・資本金10億円以上の大企業を除く中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、さらには医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となる。
- ・去年、創業した事業者が去年の同じ月と売上げを比較するのが難しい場合、特定の条件を満たせば給付の対象にするといった特例も設けられる。

売上減少率が50%未満の方は、裏面【3】へ

#### 【申請に必要な書類】

- ・2019年の確定申告の書類
- ・売上が50%減少した月の金額を証明する書類の写し
- ・通帳の写し
- ・マイナンバーカードや運転免許証などの写し(本人確認書類)

※ 申請にはメールアドレスが必要です！

オンライン申請  
公式HP



申請の手引き

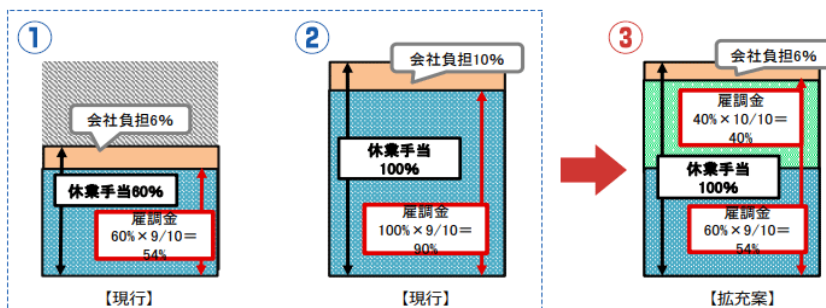
中小法人



個人事業主



### 【2】国：雇用調整助成金特例措置と手続の簡略化！(詳細は5月上旬発表予定)



雇用調整助成金  
(厚生労働省)



「新型コロナ」の影響で雇用不安が広がる中、厚生労働省は、「雇用調整助成金」の拡充方針を打ち出しています。4月25日に発表された新たな拡充策の概要では、中小企業が労働者に100%の休業手当を支払う場合でも、会社の負担は6%で済むことになりました。さらに、該当要件も緩和され、煩雑さが批判されている手続きの簡略化も図られる予定です。(4月25日現在の情報)

【拡充1】休業手当の支払い率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする

【拡充2】1のうち一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする

【簡略化】

- ◆ 申請書の記載事項を約5割削減
  - ・73事項→38事項に削減
  - ・残業相殺制度を当面停止(残業時間の記載不要に)
  - ・自動計算機能付き様式の導入により記載事項を大幅に削減
- ◆ 記載事項の大幅な簡略化
  - ・日ごとの休業等の実績は記載不要(合計日数のみで可)
- ◆ 計画届は事後提出可能
  - すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、6月30日までは事後提出できる
- ◆ 添付書類の削減
  - ・資本額の確認の「履歴事項全部証明書」等を廃止
  - ・休業協定書の労働者個人ごとの「委任状」を廃止
  - ・資本総額の確認のための「確定保険料申告書」を廃止
- ◆ 添付書類は既存書類で可
  - ・生産指標→「売上」が分かる既存の書類で可
  - ・出勤簿や給与台帳でなくても、手書きのシフト表や給与明細でも可

詳しくは広川町商工会 TEL0943-32-0344 までお願いします。

### 【3】県：福岡県中小企業緊急支援金(5月2日受付開始)

国の「持続化給付金」の対象にならなかった方で、要件を満たす場合、法人50万円、個人事業者25万円を上限として給付。

#### 【要件】

- ①2020年1月以降、申請日の前月までの期間の内、ひと月の売上が同年同月比で30%以上50%未満減少した月がある
- ②上記期間の内、前年同月比で50%以上減少した月がひと月もないこと。
- ③国の「持続化給付金」を申請していないこと

#### 【必要書類】

- ①直近期の確定申告書類
- ②2019年1月から申請月の前月までの月単位の売上が分かる書類③通帳

申請用webサイト



### 【4】町：広川町中小企業緊急支援金(5月18日受付開始予定)

事業売上に大きな影響を受ける町内の事業者に対して「広川町持続化緊急支援金」が創設されました。

**【対象】**2020年4月1日現在町内に居住又は事業所がある個人・法人で、国の持続化給付金、県の持続化緊急支援金の対象者

**【交付額】**ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少 一律20万円  
 " 30%以上50%未満減少 一律10万円

**【申請】**国・県の給付金等の決定通知書の写しが必要！2019年確定申告書類、売上減少となった月の帳簿等、通帳、本人確認書類

### 【5】県：3年間実質無利子無担保制度融資が新設！

福岡県中小企業振興資金融資において、3年間実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症対応資金」が創設されました。これは、日本政策金融公庫をはじめとする公的金融機関の支援策と同等の内容となります。幅広い資金繰り支援メニューから選択できるように、迅速な資金調達が可能となります。

#### 【申込に必要な書類】

- ・セーフティー4・5号認定書(町にて取得)
- ・確定申告の写し2期分(申告書・決算書)
- ・許認可証の写し ・実印
- <保証協会が初めての方は下記書類も添付>
- ・登記簿謄本(法人)
- ・印鑑証明書

融資対象者	次のいずれかに該当する中小企業者 ①セーフティ保証4号の認定を受けた者(売上高▲20%以上) ②セーフティ保証5号の認定を受けた者(売上高▲5%以上) ③危機関連保証の認定を受けた者(売上高▲15%以上)
資金使途	経営の安定に必要な事業資金
融資限度額	3千万円
融資利率	①、③ 1.3% (3年間利子補給により実質0%) ②のうち個人事業主 1.3% (3年間利子補給により実質0%) ②のうち個人事業主以外 1.3%
保証料率(注1)	①、③ 0.85% (国の全額補助により実質0%) ②のうち個人事業主 0.85% (国の全額補助により実質0%) ②のうち個人事業主以外 0.85% (国の1/2補助により実質0.425%)
融資期間	10年以内(据置期間5年以内)
担保	不要
保証人	原則として法人は代表者のみ、個人は不要(注2)
取扱期間	令和2年5月1日～令和2年12月31日(保証申込受付分)(注3) (危機関連保証の融資実行は令和3年1月31日まで)

### 【6】国：持続化補助金(コロナ特別対応型)の公募開始!(5月1日受付開始)

新型コロナウイルス感染症の事業への影響を乗り越えるために、具体的な対策に取り組む小規模事業者等に、販路開拓に取り組む事業費を補助するもの。

補助上限額：100万円(←通常は50万円ですが、コロナ特別対応型では上限アップ!)

補助率: 2/3以内

公募スケジュール ※2回目以降の締め切りは未定

○第1回受付締切：2020年5月15日(必着) ○第2回受付締切：2020年6月5日(必着)

対象者：補助対象経費の6分の1が以下の要件に合致する投資を行う小規模事業者等

A: サプライチェーンの毀損への対応 B: 非対面型ビジネスモデルへの転換 C: テレワーク環境への整備

対象経費：「販路開拓(または生産性向上)の取り組み」を実施したことに要する費用の支出。

補助事業実施期間中に実際に使用し、補助計画に記載した取り組みをしたという実績報告が必要。

- 機械装置費 ●広報費 ●展示会出展費 ●旅費 ●開発費 ●資料購入費 ●雑役務費